

四〇二号通達の息の根を止めた在ブラジル被爆者控訴審判決

中島竜美（在韓被爆者問題市民会議代表）

▽はじめに△

今年二月八日、広島高裁は在ブラジル被爆者三名（向井昭次さん、細川照男さん、堀岡貢さん）が控訴していた裁判に対して逆転勝訴の判決を下しました。

在外被爆者裁判としては今年最初の朗報です。日本から最も遠く離れた南米から森田隆会長をはじめとする十名の原告団に連なり、被爆地広島で健康管理手当の継続受給を訴えていた裁判ではすでに勝訴を勝ち取っていました。しかし、前記三名は「手当」の未払い分を五年の期間で区切る、いわゆる「時効処分」を不服として控訴していたのです。

それには郭貴勲裁判の大阪高裁判決確定（二〇〇二年十二月）まで、国の領域を離れると失権するとした例の四〇二号局長通達の不当性は勿論のこと、時効自体が納得できないというのです。こうした思いは在外被爆者に共通するものであり、今後の国側の出方を注視していきたいと思えます。

▽画期的な判決△

今度の控訴審判決の特色を一言でいえば、高裁段階で初めてこれまで止められてきた「手当」受給に「時効」は認めないというものです。その理由として判決では三つの在外被爆者の例を引いて、四〇二号の違法性を正面からつけています。

（一）先づ孫振斗裁判の第一審判決では「同法（旧原爆医療法）は一般の社会保障法と類を異にする特異の立法」とし、「居住関係の存在を要件としたと解する規定がない」と孫さんに「手帳」交付を認めたとを取り上げてきました。これは四〇二号通達の発出がこの第一審直後（一九七四年七月二十二日）だけに、先づはこの通達の大元をおさえているのです。孫判決はその後第二審でも勝訴して、最高裁判決では「原爆被害をもたらした国の責任」を認めた上で、「同法の根底には国家補償的配慮がある」という判断を下しました。

（二）次に取り上げたのが郭貴勲裁判です。この裁判についてはここでくわしくふれる迄もなく、四〇二号通達の不当性を最

初に問題にしたもので、現行・被爆者援護法は旧法（原爆医療法・同特別措置法）の理念を受け継ぐものとして、「日本に居住も現在もしなくなっても、被爆者の地位を喪失するものではない」として一審勝訴、二審の大阪高裁で勝訴が確定しました（二〇〇二年十二月五日）。

（三）三つ目には、三菱広島・元徴用工被爆者補償裁判上げています。この裁判は一九九五年に戦後補償裁判の一環として提訴されたものです。一番では被爆者としての援護措置についても、「被爆者援護法」は国外に居住する外国人には適用されない」として敗訴しました。しかし、その控訴審である広島高裁では一転して、「四〇二号を作成・発出し、これに従った行政実務の取扱いを（地方自治体に）指示したのは、法律を忠実に解釈すべき職務上の基本的な義務に違反した行為である」として、国に損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡したのです（二〇〇五年一月）。

これはまさに画期的な判決でした。今度の在ブラジル被爆者裁判では、以上の三つの司法判断の流れの上に、争点である時効問題を展開しています。そのポイントは（一）時効の起算点はいつか、（二）時効期間について、そして（三）時効の停止事由は何か、です。くわしくは判決にゆだねますが、最も注目すべき点は、前述の三

つの裁判での判決が導き出した法の理念をかかげ、「四〇二号通達は正当な法律の解釈を誤ったものであつて、国家補償的配慮から認められた被爆者の権利を、長期間にわたり否定してきたのであり、本件に（時効問題を扱う）地方自治法二二六条二項を適用することは、その奪われた権利を回復する道を閉ざすものであつて、著しく正義に反するといわなければならない」（傍点筆者）とまで言い切っているのです。ここまで四〇二号通達の違法性に司法が判断を下した例はこれまでにありません。

▽在ブラジル被爆者の訴え△

私たちはこの判決のゆくえを固唾をのんで注目していましたが、広島県と国・厚労省は最高裁に上告しました。その理由として他の裁判との整合性を上げています。

確かに長崎では日本人唯一人、広瀬方人さんが中国の大学に講師として赴任中、「手当」を打ち切ったのは不当であると長崎地裁に提訴。裁判は勝訴しましたが、時効五年を不服として控訴しました（二〇〇三年三月）。ところが福岡高裁では一審判決を認めて敗訴していたのです（二〇〇四年二月）。広瀬さん側は最高裁に上告していますから、今度の在ブラジル被爆者裁判ともど

も、最高裁で審理されることになるのです。

ここに当の在ブラジル被爆者を代表して、被爆者協会会長の森田隆さんが、サンパウロから発信したメールがあります。文章は藤田雄山広島県知事に上告の撤回を求めるもので、その一部を紹介します。

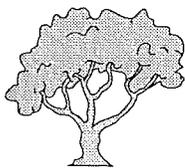
昨日夜（日本時間二〇〇六年二月十六日）、私達被爆者協会役員はサンパウロのサンタ・クルス病院の健康診断病棟の開所式に出席し、招かれていた各界代表から、今回の裁判勝訴の祝い言葉を受けました。この時間の少し後、広島県では裁判の上告なさっていたのですね。まことに残念です（中略）。今世界は相互依存で成り立っています。韓国の被爆者、北朝鮮の被爆者、アメリカの被爆者、ブラジルの被爆者、或いは世界中に住んでいる広島・長崎で被爆した、たった五千人の被爆者を救えないのですか。日本在住被爆者と差別しているその壁を破るのは、広島県知事、長崎県知事、広島市長、長崎市長、世界ひろしといえどもあなた方四人しかないのです（中略）。この三十数年間、四〇二号通達という壁に阻まれた在外の被爆者が、

ようやく壁を乗り越えられるか？ 或は上告された又何年間か壁に阻まれて判決を待たなければならぬのでしうか。その間援助を受けられずお亡くなりになる方が何人いるでしょう（中略）。

全ては貴方様の手の中にあります。世界も注目しています。被爆国の県知事として、力強く、勇気と、決断力をもって、捨ておかれた在外の被爆者を援助しますと、大きな声で宣言して頂きたいとお願い致します。

戦後長い間放置され、八十年代に入つてようやく広島県医師会派遣の医師団を迎えることができたブラジル在住被爆者ならは、切々たる訴えが胸にしみます。

これまで積み重ねてきた裁判によつて、二〇〇三年以来僅かずつながら居住国での援護の道が開かれたとはいえ、その中から新たな矛盾が吹き出している以上、在外被爆者はたたくいの手を休めることはできません。この春四月上旬には老骨に鞭打つて海外代表が来日します。



〈参考資料〉 2003 年広島高裁判決要旨

平成18年2月8日 判決言渡 在ブラジル被爆者健康管理手当等請求控訴事件

当裁判所の判断

1 争点 (1) (消滅時効の起算点) について

(1) 健康管理手当支給請求権の消滅時効は、地方自治法236条3項、民法166条1項により、権利を行使することを得るときから進行するが、同手当請求権の履行期は、その支給月の末日ごとであると解されるから、その末日ごとにそれぞれ消滅時効が進行するというべきである。この点、控訴人らは、ブラジルに居住し、経済的にも困窮していたので、402号通達の存在した間は、健康管理手当支給請求権を行使することが妨げられていて、同通達が廃止されてはじめて権利を行使することができる状態となったから、同通達が廃止された平成15年3月1日から消滅時効が進行する旨主張する。

(2) 思うに、民法166条1項の「権利を行使することができる時」には、権利の行使につき、法律上の障害がないというだけではなく、権利の性質上、その行庚が現実に期待できることを要すると解すべきである。そして、控訴人らが主張する地理的、経済的要因は、事実上の障害であるから、法律上の障害はないといえることができる。また、健康管理手当支給請求権は、被爆の事実、疾病の事実を確定するのに不確定要素を伴うけれど、いったん健康管理手当を受給する認定を受けた後は、権利を行使する前提となる事実上不確定な要素は含まれていないから、上記認定を受けた事実だけで権利行使が可能であって、権利の性質に照らして、その行使に現実的障壁があるということではできない。

(3) 控訴人らの主張は、権利の性質を問題とすることなく、権利行使の困難さをいうものであって、時効の起算日の主張としては理由がない。また、郭貴勲訴訟の1審判決が言い渡された平成13年6月1日を消滅時効の起算日とする主張についても、控訴人らの認識を基礎とするもので、理由がない。以上、本件健康管理手当支給請求権の消滅時効の起算点は、同手当の各支給月の末日ごとである。

2 争点 (2) (時効期間) について

(1) 被控訴人は、本件健康管理手当支給請求権には、地方自治法236条1項が適用され、その消滅時効の期間は5年間であると主張する。これに対し、控訴人らは、同請求権には同条項が適用されず、民法167条1項により、その消滅時効の期間は10年間であると主張する。

(2) 健康管理手当支給請求権は、旧原爆特別措置法ないし被爆者援護法に基づく普通地方公共団体に対する金銭債権であって、その性質は私法上の債権ではなく公法上の債権であるから、民法は適用されずに地方自治法236条1項が適用されると解すべきである。そうすると、本件健康管理手当支給請求権の消滅時効期間は5年間というべきである。

3 争点 (3) (時効の停止事由) について

(1) 一控訴人らは、前記のとおり、402号通達が存在していたために、司法による救済を求めて時効を中断することが著しく困難であったから、民法158条以下の規定の法意に照らして、同通達が廃止された平成15年3月1日まで消滅時効の効果は生じていない旨主張する。(2) この点、時効の停止を事実上の権利行使の困難な場合にまで拡張して解釈するかはともかく、訴えの提起が法律上禁止されていないというだけで、控訴人らが本件健康管理手当の支給を求めて提訴しなかったことを事実上、主観的事情にすぎないとするのは、控訴人らに酷と感じられる。しかし、控訴人らは平成15年3月1日以前に本訴を提起しているのであって、402号通達が存在する間は消滅時効の効果が生じないということではできない。

4 争点 (4) (時効援用の信義則違反、権利濫用) について (1) 本件健康管理手当支給請求権は、普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするから、地方自治法236条2項が適用され、時効の援用の意思表示が不要となるか問題となる。この点、訴訟においては、時効の援用を要求することで、当事者の主張を明確にして、訴訟手続の安定をはかる必要があるから (弁論主義)、地方自治法

236条2項は実体法上の援用を不要とする趣旨であり、訴訟上の援用はなお必要と解することはできる。しかし、訴訟上の援用が要求される趣旨が弁論主義にある以上その援用が信義に反し、濫用となるのは、弁論主義を没却させるような訴訟上の事由に限られると解され、本件で控訴人らが主張する事由はこれら訴訟上の事由には当たらないというべきであり、この趣旨の控訴人らの主張は理由がない。(2)しかしながら、援用が不要である場合にも信義則違反、権利濫用の問題は生じると解するのが相当である。その理由は次のとおりである。

ア 援用が不要であるということと信義則、権利濫用の制約に服するということは別の問題である。

イ 時効の「援用」が信義則に反したり、権利の濫用となると考えるのであれば、その前提として「援用」が存在しなければならない。しかし、「援用」は、「(自己に有利な)事実ないし法律関係を主張すること」という意味であって、時効主張の一部を構成するにすぎず、信義則違反、権利濫用の主張が「援用」の効果を消滅させるとする論理的必然性はなく、時効の主張全体に対して信義則違反、権利濫用の主張で対抗することができると思えることは可能であると思われる。

ウ 援用をしたときは信義則の制約に服するのに、援用がないときは信義をいうものであって、時効の起算日の主張としては理由がない。また、郭貴勲訴訟の1審判決が言い渡された平成13年6月1日を消滅時効の起算日とする主張についても、控訴人らの認識を基礎とするもので、理由がない。

以上、本件健康管理手当支給請求権の消滅時効の起算点は、同手当の各支給月の末日ごとである。

2 争点(2)(時効期間)について

(1)被控訴人は、本件健康管理手当支給請求権には、地方自治法236条1項が適用され、その消滅時効の期間は5年間であると主張する。これに対し、控訴人らは、同請求権には同条項が適用されず、民法167条1項により、その消滅時効の期間は10年間であると主張する。(2)健康管理手当支給請求権は、旧原爆特別措置法ないし被爆者援護法に基づく普通地方公共団体に対する金銭債権であって、その性質は私法上の債権ではなく公法上の債権であるから、民法は適用されずに地方自治法236条1項が適用されると解すべきである。そうすると、本件健康管理手当支給請求権の消滅時効期間は5年間というべきである。

3 争点(3)(時効の停止事由)について

(1)控訴人らは、前記のとおり、402号通達が存在していたために、司法による救済を求めて時効を中断することが著しく困難であったから、民法158条以下の規定の法意に照らして、同通達が廃止された平成15年3月1日まで消滅時効の効果は生じていない旨主張する。(2)この点、時効の停止を事実上の権利行使の困難な場合にまで拡張して解釈するかはともかく、訴えの提起が法律上禁止されていないというだけで、控訴人らが本件健康管理手当の支給を求めて提訴しなかったことを事実上、主観的事情にすぎないとするのは、控訴人らに酷と感じられる。しかし、控訴人らは平成15年3月1日以前に本訴を提起しているのであって、402号通達が存在する間は消滅時効の効果が生じないということではできない。

4 争点(4)(時効援用の信義則違反、権利濫用)について

(1)本件健康管理手当支給請求権は、普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするから、地方自治法236条2項が適用され、時効の援用の意思表示が不要となるか問題となる。この点、訴訟においては、時効の援用を要求することで、当事者の主張を明確にして、訴訟手続の安定をはかる必要があるから(弁論主義)、地方自治法236条2項は実体法上の援用を不要とする趣旨であり、訴訟上の援用はなお必要と解することはできる。しかし、訴訟上の援用が要求される趣旨が弁論主義にある以上、その援用が信義に反し、濫用となるのは、弁論主義を没却させるような訴訟上の事由に限られると解され、本件で控訴人らが主張する事由はこれら訴訟上の事由には当たらないというべきであり、この趣旨の控訴人らの主張は理由がない。(2)しかしながら、援用が不要である場合にも信義則違反、権利濫用の問題は生じると解するのが相当である。その理由は次のとおりである。

ア 援用が不要であるということと信義則、権利濫用の制約に服するということは別の問題である。

イ 時効の「援用」が信義則に反したり、権利の濫用となると考えるのであれば、その前提として「援用」が存在しなければならない。しかし、「援用」は、「(自己に有利な)事実ないし法律関係を主張

すること」という意味であって、時効主張の一部を構成するにすぎず、信義則違反、権利濫用の主張が「援用」の効束を消滅させるとする論理的必然性はなく、時効の主張全体に対して信義則違反、権利濫用の主張で対抗することができると思えることは可能であると思われる。

ウ 援用をしたときは信義則の制約に服するのに、援用がないときは信義則の適用を受けないというのは均衡を失する。これを地方自治法236条2項についてみれば、信義則に反すると認められる具体的状況下で、当該債権債務が私法上の債権債務であれば、その援用が信義則に反して許されないのに、当該債権債務が公法上の債権債務であれば、時効の効果を享受することができるというのは、公平を失し、正義に反する結果を認めることとなる。

エ 地方自治法236条2項は、時効の利益の放棄を自由に認めると、普通地方公共団体の債権債務の関係をいつまでも不確定にするため、時効の利益を確定的に享受すべきこととする趣旨であり、併せて会計担当官等による恣意の防止、公平の確保を目的とするものと考えられる。そうであるとすれば、援用を不要とした上で、信義則、権利濫用の適用を認めても、時効の援用が不要という原則に変わりはないから、上記の立法趣旨に反することにはならないというべきである。

(3) 被控訴人の時効主張は信義則に反し、権利の濫用に当たり、許されないというべきである。その理由は、次のとおりである。

ア 402号通達は、旧原爆医療法の被爆者について、当該被爆者が日本国に居住も現在もしなくなるにより、当然に被爆者たる地位を喪失するとの解釈を前提に、旧原爆特別措置法を解釈する点で誤りであり、その後制定された被爆者援護法の解釈としても妥当しない。その理由は次のとおりである。(ア)旧原爆医療法2条の被爆者は、同条各号の一に該当する者で、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいい、日本国に居住又は現在することを法文上の要件としていない。ただし、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地又は現在地の都道府県知事に申請しなければならぬことを根拠に(同法3条)、申請の際には日本国に現在することが必要であるとの見解もありうるが、かかる見解からも、日本を出国した場合にいったん取得した被爆者の地位を喪失させる規定はないから、法文上、日本に現在することが被爆者の地位の要件であると解釈することは相当ではない。(イ)旧原爆医療法は、社会保障法としての性格のみならず、実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは否定できない。そして、被爆者援護法もまた、その成立経緯や前文からみて、社会保障と国家補償との双方の性格を併有すると解すべきであるから、社会保障法であることを根拠にして、日本に居住も現在もしない者には被爆者援護法が適用されないと解釈することは相当ではない。そして、402号通達は上記のとおり、正当な法律の解釈を誤ったものであって、国家補償的配慮から認められた被爆者の権利を、長期間にわたり否定してきたのであり、本件に地方自治法236条2項を適用することは、その奪われた権利を回復する道を閉ざすものであって、著しく正義に反するといわなければならない。イ 控訴人らが権利を行使することができなかったのは、被控訴人が支給義務があるのに、402号通達に従って本件健康管理手当を支給しなかったためであり、被控訴人が控訴人らの権利行使を妨げたのと同視することができる。

(4) なお、被控訴人は、控訴人らが訴えを提起することが法律上可能であったとして、郭貴勲訴訟等の代理人と本件代理人の一部が共通であることを指摘するけれど、控訴人らが同代理人に本件訴訟を委任した時期は前記訴訟とは異なるし、被控訴人指摘の点が上記(3)の結論を左右するものではない。そうすると、被控訴人の消滅時効の抗弁は理由がなく、本件健康管理手当支給請求はいずれも理由がある。

5 結論

以上のとおり、控訴人らの請求はいずれも理由があるから、認容すべきであり、これと異なる原判決は不当であるから取り消して、これら請求をいずれも認容し、仮執行の宣言は相当でないから付さないこととし、主文のとおり判決する。

黒い塊

笹本 征男

喧騒のソウルからセマウル号で南に下る
会った原爆被害者のことを思いながら
車窓を流れる風景が変わっていく
小さな町にもある教会の建物
行き交う人々の姿

見たことのある風景
日本の中国地方のあの風景だ
八月の韓国はおだやかに流れていく
突然、私の心の中に

黒い塊が突き上げてくる
私はセマウル号の座席に力一杯体を押し付ける
私の中の激流となつて上がってくる
黒い塊に抗しようとする

なぜ、日本人は朝鮮を侵略したのだ
なぜだ！

私の中に日本による朝鮮侵略の
歴史と人物が走馬灯のごとくめぐる

黒い塊が私の中でふるえ
夏の静かなセマウル号の中で

黒い塊が荒れ狂う
私の家族、親戚に朝鮮植民地にかかわった者はい
ない

それなのに、なぜ、この黒い塊が
私の中で荒れ狂うのか

侵略者の末裔の一人に連なる自分に出会ったのだ
初めての韓国の旅で

座席に体を押し付けているために

体は動かない
しかし、心の中は張り裂けんばかりに激動し
ている

なぜ、日本人は朝鮮を侵略したのか
その答えは見つかるのか
涙でかすむ車外の風景

セマウル号は慶州に着いた
私は黒い塊を抱いて古都を歩んだ

(二〇〇二年十一月四日記)

運営委員の笹本征男さんが、昨年十月、詩集『いずも』（土曜美術社出版販売）を上梓された。ガンで入院時、病床でふいにあふれるように沸きだした詩篇は、ふしぎに強い力を放って、読むものの胸に迫ってくる。是非、一読をすすめたい。「短い三八編のそれぞれの詩にそこはかない淋しさが漂っていて、それは彼の日常を見る目が既成の観念から自由だからと思われ」辻井喬氏評・〇五・一一・二八・夕刊読売

シンポジウム

在外被爆者問題を考える

－被爆60年 到達点と残された課題－

■日時：2006年4月8日（土）13:00～17:00

■場所：広島YMCAホール 国際文化ホール

■内容：

(1) 基調報告 日本弁護士連合会人権擁護委員会

(2) 特別報告

森田隆氏（在ブラジル原爆被爆者協会会長）

友沢光男氏（北米在外被爆者の会会長）

郭貴勲氏（韓国原爆被害者協会会長）

高木健一弁護士（日弁連人権擁護委員会特別委嘱委員）

龍田紘一郎弁護士（長崎県弁護士会・在外被爆者訴訟代理人）

(3) パネルディスカッション（予定）

斉藤鉄夫氏（衆議院議員、在外被爆者に被爆者援護法を適用させる議員懇談会事務局長）

田村和之氏（龍谷大学教授）

中島竜美氏（在韓被爆者問題市民会議代表）

李実根氏（在日本朝鮮人被爆者連絡協議会会長）

二國則昭弁護士（2005年度日弁連副会長・広島弁護士会）

※参加費無料・申込不要です。当日会場にお越し下さい。

●主催● 日本弁護士連合会 広島弁護士会 長崎県弁護士会

【お問い合わせ】

日本弁護士連合会 人権部人権第一課 03 - 3580 - 9504

広島弁護士会 082 - 228 - 0230

■会場案内■

【広島YMCAホール 国際文化ホール】

〒730-8523 広島市中区八丁堀 7-11

TEL(082)227-6816 FAX(082)227-3867

山場にきた 在外被爆者問題 (続)

中島竜美 (市民会議代表)

最近戦後補償の支援運動に係わっている方から、「在外被爆者の裁判は勝訴が続いているですね」と、半ば羨ましげに言われることがある。確かに「慰安婦」や徴用工裁判では僅かながら前進しているとはいえ、敗訴が続いているのが現状だ。

一方、在外被爆者の場合はすでにつくられた被爆者法の中で、たたかわざるを得ないところにむしろ問題があり、それにもすでに四十年以上の歳月がかかっている。これまで放置されつづけてきた間に多くの肉親や仲間たちを失い、生き残った在外被爆者は平均年齢も七十三歳になった。

当然のことながら、老齢化した方々は居住国で援護を切望しているが、裁判であけられた穴だらけを塞ぐ国のやり方では、当事者にとつての当面のニーズにさえ追いついてはいない。裁判による具体的な成果は、今後への国の決断にかかっている。

六十年代後半から八十年代までの在韓被爆者のたたかってきた時代を振り返ってみると、そこには冷戦期にとつてきた日本政府の戦後処理の対応ぶりが如実に現れてい

る。これも最近よく聞かれることだが、「戦後補償問題の中で何故韓国の被爆者だけが早い時期に声を上げるようになったのか」という、若い人からの質問だ。これには一瞬筆者は言葉を失なう。

当時、原爆投下によつて日本から解放されたとする韓国社会にあつて、原爆のことを口にするこゝとさえはばかられる被爆者は、日本の知人に悩みをぶつつける以外になかったと、歴史的に解説するしかない。そしてさらに次のことを付け加える。日本が有償無償五億ドルで戦後処理を含め、一切解決済みとした日韓条約には、並行して進められてきた日韓原子力協定があり、

いち早く発足した韓国原子力院の附属放射線医学研究所では、一九六四年、被爆者に対して実態調査の呼びかけを早くも行った。

その後、一九六五年五月には広島民団本部が訪韓。大韓赤十字に被爆者調査の要請をしている。こうした背景があつて日韓条約締結早々の一九六七年十月、篤志家を代表とした社会事業団体(社団法人)として「韓国原爆被害者援護協会」(後に改名)が誕生

した。現在の会長の郭貴勲さん、故・辛泳洙元会長も設立当初の主要メンバーである。そして翌一九六八年十月、広島民団、核禁会議等の民間団体が被爆者救援日韓協議会を結成、同年十二月に巖粉蓮さん、林福順さんの二人を招いて広島で医療を受けさせようと、被爆者健康手帳(「手帳」)申請を行ったが、当時の広島市長は国の指示に従い「手帳」の交付をしなかった。

歴史に「もしも」は禁物だが、あの時点で「手帳」が交付されていたら、その後の在韓被爆者運動の流れも、大きく変わっていたことだろう。

それにしても冷戦下のあの時期に国交を結んだ日韓の間で、こと被爆者問題に限ってみれば、いかに思惑がくい違つていたかが後の孫振斗裁判への対応振りを考えてもよく分かる。

日本政府の在外被爆者対策

「在韓」をはじめとする在外被爆者に対してこれまで日本政府が行つてきたことは、被爆者法の明文にもない運用解釈でその場その場をしのいできたというほかはない。「手帳」交付問題がその典型である。日韓条約締結前年の一九六四年十一月に大邱の朴

道延さんが来日、広島市から「手帳」を

交付されている。それが一九六五年を境

に後はパツタリ途絶えた理由については、

「属地主義」の法の建前から「一時滞在者

には適用しない」(一九六九年五月八日、

衆院社労委員会)をいう当時の厚生省公

衆衛生局長の答弁が残されているだけだ。

「属地主義」の主張は、サンフランシスコ

条約で切り離された占領下の沖縄への不

適用の理由に、領域の範囲として使われ、

後の孫振斗裁判では「日本社会との結合

関係」「居住条件」を満たしていないとし

た。これは当事者からみればまったく逆

様の理屈であって、短期滞在は承知の上

で少しでも日本での専門治療を切望して

いた、六十年代、七十年代、被爆者の夢

を打ち砕くものだった。その意味では、

亡くなった辛泳洙さんがよく口にしてい

たが、まさに「日本政府のやり方は鎖国

主義」そのものである。

しかも、こうした措置は「在韓」だけ

に限らず、他の国から来日する被爆者に

対しても同様だった。一度閉ざした扉が

再び開かれるようになったのは、孫振斗

裁判第一審勝訴判決(一九七四年三月)

以降である。それには「入口」は開いたが、

その代わり「出口」は防ぐという、国側

の頑なな姿勢がみてとれる。

在外被爆者の共同行動

時代が変わり、冷戦崩壊の新たな動きと

して、それまで分断策がとられてきた在外

被爆者団体の共同行動が実現。郭貴勲裁判

第一審(大阪地裁)で、北米・南米の被爆

者協会代表(倉本寛司、森田隆の両氏)が

証言台に立つという画期的な出来事が現出

した。

その結果、在外被爆者の前に立ちはだか

っていた四〇二号通達に司法のメスが初め

て入り、違法性が次第に明らかとなった。

厚労省は一方で控訴しながらも、その直後

「在外被爆者に関する検討会」を設置(二〇

〇一年八月)。同年十二月、七人の委員によ

る意見書が提出されたが、一致した結論に

達する迄には至らず、共通認識として「(人

道上の見地から)現在の居住地によって援

護の程度に差があることは不合理である」

とする指摘にとどまった。

その後、厚労省内部では現行・被爆者援

護法に「被爆者健康手帳は国内でのみ有効」

の規定を入れること検討したふしがみられ

たが、二〇〇二年十二月、郭貴勲裁判は大

阪高裁でも見事勝訴したため、厚労省は上

告を断念せざるを得なくなった。こうして、

いったん手にした「手帳」受給権は、被爆者

が日本を離れてもその権利は失われないこ

と。つまり「手帳」を所有する被爆者の方的

地位は、どこにいても変わらないことが明確

になった。

これによって、「手当」の継続支給という

具体的な成果(法の適用)が生まれ、これま

で国側が主張してきた「属地主義」の建前は

完全に崩れ去ったのである。

厚労省の在外被爆者対策新規事業の 問題点

被爆から半世紀以上を過ぎても自ら在外被

爆者への援護の手を差しのべようとしなかつ

た国は、二〇〇三年三月以来、法外の新規事

業として、急遽受入れ整備をしていくが、抜

本的な対策に欠けていたため、新たな矛盾を

生み、それが又法廷の場で問われることにな

る。その根本原因は、被爆者対策の柱である、

(1)健康管理、(2)医療、(3)手当等の

支給、(4)福祉事業のうち、郭貴勲裁判の

確定によって、医療給付にともなう(3)の「手

当」の継続支給が実現した。国は早速それに

至る申請手続に「来日要件」を先行させたこ

とが混乱を招く火種となった。

在外被爆者の中で現在最も援護を必要としているのは、身体を奪われた人びとである。最近になって居住国の海外公館を窓口として現地からの申請手続ができるようになったが、まだ細目についての詰めまでには至っていない。他にも現地でかかった医療費の国庫負担問題や健康管理システムの整備等々、まだまだ残された課題は多い。

中でも「手帳」のない人をどうするのか、最大の課題である。「手帳」交付に関しては申請のための来日が必要とする態度を、国は未だに崩していないからだ。在外被爆者の居住範囲は厚労省の調べでも三十カ国に及び、国交のない北朝鮮の被爆者団体にも千人近くが登録されているといわれる。

今後は最もニーズの高い課題から手をつけていって法改正は最小限にとどめ、国にはこの際、せめて在外被爆者を放置してきた償いの証しとして、特別給付金制度をもつうけるぐらいの度量が欲しいものである。



在外被爆者最高裁傍聴のお願い

各位様

2006年3月15日

長崎・在外被爆者支援連絡会

代表 岩松繁俊 高実康稔 月川秀文 平野伸人 (印省略)

韓国の原爆被害者を救援する市民の会・長崎支部支部長 平野伸人 (印省略)

在外被爆者裁判 (李康寧 (イ・カンニョン)・広瀬方人裁判)・最高裁口頭弁論傍聴のお願い

在外被爆者李康寧 (イ・カンニョン) 裁判は、在韓被爆者の李康寧さんが出国により打ち切られた手当の支払いを請求した裁判で2001年12月26日・長崎地裁、2003年2月27日福岡高裁とも原告が勝訴しましたが、支払義務者が、国が長崎市か巡って上告審が争われています。また、広瀬方人裁判は、李裁判の過程で、「日本の社会の構成員でない李さんには請求権がない」との主張を国がしたため、日本人の原告が出国中の手当の支払いを求めた裁判です。2003年3月13日、長崎地裁は、原告の訴えを認める判決を下しましたが、2004年3月19日の福岡高裁では、原告の請求の権利は認められたものの、時効が成立しているとされ原告の請求は却下されました。

今回、開廷される最高裁口頭弁論の焦点は、厚生省公衆衛生局長402号通達によって、在外被爆者を被爆者援護の中で差別し続けた国の責任の明確化がなされるか。健康管理手当の支払い義務者は、国が長崎市 (自治体) か。また、在外被爆者の手当支給などの請求に関して、時効の適用がなされるか否かの2点にあります。両裁判とも長期裁判となったが、いよいよ、最高裁判決をむかえることとなり、在外被爆者裁判も大きな節目をむかえることになりました。多くの皆さんで傍聴し、在外被爆者問題の真の解決のための最高裁判決を勝ち取りたいと思います。皆さんのご支援をお願いします。

※4月4日 (火) の取り組み

9:00～ビラまき (厚生労働省前)

11:00～国会内集会 (在外被爆者裁判勝利へ向けて集会)

衆議院第1議員会館・会議室

14:00～最高裁前・事前集会 (最高裁・南門前集合)

14:30～入廷 (韓国/ブラジル/アメリカよりも傍聴予定)

15:00～口頭弁論

※口頭弁論終了後、南門前集会

高麗博物館を訪ねて

市民会議はじめてのフィールドワークに、○五年二月一八日、高麗博物館を訪ね、館長の宋富子さんのお話を聞きました。

高麗博物館は、二〇〇一年に開館（新宿区大久保一―二―一・第二韓国広場ビル七階）、これまでに数々の貴重な企画展を開いてきています。

当日は、参加者は七名でしたが、宋館長のお話をじっくりうかがうことができませんでした。

以下、そのお話のあらましです。

宋富子さんのお話

日本の敗戦後、朝鮮人は一五〇万人が帰国、約一〇〇万が残りしました。その残った人たちとその子孫、さらに最近韓国から渡日してきた人約一〇万人、約六〇万人弱が現在、日本に住んでいるわけです。

これら在日朝鮮人への制度的な差別はまだまだ色々あります。日本国が難民条約を批准したため、厚生年金にははいるようになりましたが、日本の近代産業発展のおかげで一番苦労した一世の人は加入できません。

ん。歴史を知らされていないことが、差別の根本にあります。

私は三一歳になってはじめて歴史を学びました。

私の両親は、日本の植民地支配下、故郷での暮らしがなりたらず、渡日してきました。

富山の道路工事、京都の小椋池の埋め立て工事、四〇人の人夫頭として転々とし、奈良の橿原神宮の参道拡張工事のため、「飛驒」という被差別部落に住むことになりました。

その地で、父は、やがて市の衛生組合に就いて、し尿汲み取りの仕事をし、また開墾も手伝い、八〇坪の土地を手に入れることができました。父の死後、六〇〇坪も市から貰いました。

私が二歳のとき、父が亡くなりました。一三歳を頭に六人おいて亡くなったのです。

母は、三六歳で、六人を育てなければなりませんでした。そこでリヤカーでぼろ買いをして私たちを育ててくれたのです。

母の父は、日本の土地調査事業に反抗して縄をかけられましたが、脱走したものの、隠れるところがないので女性のチマのなかに隠れたそうです。朝鮮で一番古い寺、海印寺の地下に隠れ、病死し、母が七歳のとき家は没落しました。

コーリヤン、麦半分の食事でしたが、お腹いっぱい食べられました。雨の日には、母は家の歴史を話し、朝鮮語の歌を教えてくださいました。

お母ちゃんが今日は栢ノ森に行くといっ出て出かけた日には、五つの私と三つの妹は、村で一番高い明日橋まで迎えに行きます。

虫のついたマクワウリがお土産で、いまだに熟れたウリが好きです。

お母ちゃんは、二十頭の豚も飼っていました。

小学校へ行くようになって、いじめました。キムチ弁当がにおうといびられ、なぐられ、絵がうまいと張り出されたら、いじめられました。学校へ行くのが怖い。さぼると、母が泣いて叩きます。

小学校三年生から、線路に寝たり、池に入ったり、死ぬことばかり考えていました。朝鮮語を話す母が恥ずかしくて、「朝鮮語を使わんといて！」と母に言ったら、も

のすごく怒りました。

両手両足をしばられ、「殺すぞ」。

私は「なんで朝鮮人に生んだ！ 殺せ！」
兄、姉に「あやまりなさい」と言われても
あやまらず、とうとう母は失神してしま
いました。

中学二年生のとき、社会科の先生が、黒
板に大きく「秀吉の朝鮮征伐」と書いた。
みなが私を見て、クスクス笑います。顔も
あげられませんでした。

劣等感をいやというほど植えつけられ、
池に入って死のうとおもい、池につかりま
したが、死ねず、どろどろの姿で出てきま
した。

死ぬにも死ねず、小さいときから歌が好
きだったので、つらくなると、美空ひばり
の歌を歌って耐えました。

いつなぐられるか、いじめられるか、人
の目ばかり気にして、心が縮み、勉強でき
ません。割り算も掛け算もできずに卒業し
たのです。

母はシャーマンで、村の人の病気を治し
たりしていました。

「この世に神も仏もいるものか」と思って
いる私に「月を見たら拝め」と言っていま
した。

一回のお見合いで一目惚れされて、同胞
と結婚しました。コーヒー一杯で六時間も
ねばられ、「なにがあつても君を幸わせに
する！」という言葉に心が熱くなり、川崎
へ来たのです。

夫の家は、自動車修理工場でした。

夫の実母と兄妹五人は韓国に住み、夫の
父は川崎で日本人の戦争で独り者になった
女性と世帯をもち、夫は高校に行くとい
うことで渡日したのです。

七人の従業員を使う夫は、まじめで優し
いのですが、一ヶ月に一回、酒をのむとあ
げられました。

祖父母もよく喧嘩します。そのような
かで、子どもが四人できました。

割り算も掛け算もできない私は、請求書
をわたされても計算ができず、こまりまし
た。四年生の算数の教科書をトイレで必死
に勉強したのです。

私は朝五時に起き、一三人の食事の支度
をしながらの勉強です。

そのうち、小学校に入学した娘たちが、
学校でいじめられました。日韓条約が成立
し、植民地支配の賠償であるはずの日本か
らの金が、経済援助という名目なので、歴
史を正確に学んでいない父母は、茶の間で

「韓国は貧しいから」といい、学校では日
本の国からせびりとったみたいにして、
「岩井（通姓）京子ちゃんはドロボー！」
といじめられる、だれかの折り紙がなくな
ると、うちの娘が盗ったとドロボー扱いさ
れる。

子どもたちがいじめられるのにどうした
らいいか、考えあぐねて、ハングルを習い
に行きましたが、いじているので、「知
りません」といえずじまいで終わってしま
いました。

P T Aにはいつてみたら、「韓国人と名
乗らなければ日本人に見えるから、名乗ら
ないほうがいい。名乗るのはやめなさい」
といわれます。

虚栄をはって無学を隠し、高価な着物を
買い、宝石を身につけました。子どもたち
には「パパ、ママといいなさい」といい、
英語、ピアノ、習字を習わせました。日本
国籍を習得するのが夢でした。

子どもたちがいじめられて自殺したらど
うしよう、ノイローゼになりました。四年
間のP T Aの交わりのなかで、私は人間の
値打ちは学歴と職業とお金と思いました。

そのようなときに、桜本保育園で、川崎

教会の李牧師さんに出会い、園の方針は「自分を愛する、他者を愛する」、民族名を使ってもらいます、といわれました。

その日は、一睡もできませんでした。

自分を愛するという言葉に衝撃を受けました。名前は自分を表すことに気がつきました。

自分の本名もしらなかつたのです。

聖書研究会にも行くようになり、日本人の副教師の小杉先生に学びました。その生きざまに初めて人を尊敬しました。愛することを学ぶなかで、義父も姑も夫も愛していない自分に気づきました。

ハンゲルも学びました。すべての価値観が変わり、宝石と着物を売って、歴史の本を買い、勉強しました。

ありのままの自分が一番すばらしいことに気づきました。

自分の生活の中でできることからやって生きよう。日本名から民族名に戻しました。

入学式にも卒業式にもチマ・チョゴリを着て行きます。

廻りの人は教会に行つて頭が変になつたと噂していました。

私の心を書いた作文「民族と人間に目覚めて」が福音新聞に掲載され、教会、学校、

市民グループ、あちこちから引つ張りだこになりました。

新屋英子さんが朝鮮人のオモニに扮した一人芝居を観て、(日本人がこんな上手にやっている！私もやろう！)とおもい、

朝鮮人の気高さと誇りを、私の母を通して出したい！と考えたのです。

四八歳(一九九八)のとき、話す講演を一人芝居に変えました。

好評で、あちこちから声がかかり、一人芝居を週に五〜六回もやって倒れました。

一人芝居の舞台は生命を削るほど疲れます。でも、そんなにしても、観ている日本人は「可哀そう。宋さん、がんばってね」で、終わり。

このままでは差別はなくならない。

どうしたらよいか。

その方法をさがっていると、この国には歴史博物館がないことに気づきました。

そうだ！

秀吉の侵略から近代の日本の侵略まで、五百年の歴史が学べる戦争記念館を作ろう！

舞台で夢中で呼びかけ、会場募金は一年少して一〜五万円も集まり、日本人と在日の愛を身体で感じ、日本は必ず変わると思

いました。

一九九〇年、東京稲城で在日と日本人市民で「高麗博物館を作る会」が結成され、身体の弱かった私は入会し、募金も寄付し、舞台で会員加入と募金を訴えてきました。

二〇〇一年、二七坪ですが、開館し、二〇〇三年、五四坪七階に移転できました。

四五〇人の会員で出発して、現在は八〇〇人。募金者もふくめて二二〇〇人になりました。奇跡だと思います。

私の今の夢は、会員を一人にしたいのです。そうすれば、もう少し大きい博物館にできます。世界の歴史博物館と提携したいのです。

すべては一人からはじまります。

会員が増員し、多くの学生と市民が史実を正確に当館で知れば、善悪の判断がつき、社会の悪に義拳の拳をあげるようになると思います。

私は真剣に話します。

一時間、真摯に話せば、信友になれます。皆さんも、どうか、よく観て、会員になってください。

博物館あれこれ

最初のパネルには、聖徳太子とその師、高麗の慧慈の画像が大きく写し込まれていて、古代からの朝鮮とのかわりを日本人に学んでもらうことが必要との、博物館の意図がよくわかりました。

明治維新後、最初に作られた日本の切手に載せた人物が、〈神功皇后〉という、日本書紀にでてくる架空の人物（朝鮮を攻めていったという記述がある）であることを、その切手の拡大コピーを見て知る。吉田松陰以来の征韓論が、切手に如実にあらわされていくわけだ。

色とりどりの美しいチマ・チョゴリもあって、着用もできるとか。



(上の写真は高麗博物館HPより転載。)

戦時中、沖縄に連行されて、「慰安婦」にされ、戦後も故郷にもどれぬまま、亡くなられたベ・ポンギさんを偲んで、韓国の陶芸作家金九漢さんが作られた陶像が、「流浪の民の望郷」と題して、展示してあり、圧倒されるような存在感があります。

「音楽舞踊・交流の歴史」と銘打った講座で、

ビキニ被爆者の救済に向けて

及川 佐

2月27日新聞各紙に「4遺族に年金支給」の見出しで第五福竜丸の乗組員の遺族に対して船員保険法に基づき遺族年金の支給の件が報道された。このことは今後の第五福竜丸の乗組員の方々とどまらず遺族方々や他の被災船にも大きな影響を与える可能性がある。そこでその持っている意味問題を整理してみる。

ビキニ事件と船員保険

1954年3月1日を中心にアメリカのビキニ環礁での核実験により第五福竜丸を含め800隻以上の船が被災したことはすでに知られている。1955年の200万ドルのアメリカからの「見舞金」により第五福竜丸の乗組員を始めマグロ漁船等に支払いが行われた。一方、政府は福竜丸の乗組員に対して船員保険法を適用し治療に必要な費用や傷病手当

新宿区生涯学習財団連携事業となっているのを見て、地域に根を下ろした活動がうれしくなりました。

なお、同館の開館時間は、十二時から午後五時まで。月・火曜日は休館。入館料は一般三百円、中高生百五十円（どちらも常設展の場合）。（文責・石川逸子）

金（働けない期間の手当であり最大3年間支給される。傷病名は急性放射能症）として22人分329万2000円（船員特別会計）の支払いをした。そしてアメリカから「見舞金」200万ドルが支払われた際、船員保険の立替分を補填した。ビキニ事件を契機に原水禁運動の広がりの中、広島・長崎の被爆者の援護の問題もクローズアップされ、援護法の制定に進んでいった。その際ビキニ被爆者も対象に加える考え方や動きもあったが、結局は福竜丸の乗組員へはアメリカからの見舞金と船員保険法適用が行われた。

船員保険には傷病手当金や遺族年金や種々の手当があり、基本的には船舶の乗組員は全て加入が義務づけられている。政府は、1954年以降に降下して船から降りた乗組員に対しては、再発や疾病があった場合でも因果関係が立証できなければ船員保険の適用（再適用）もしてこなかった。

その具体的な例は故広田重道氏の著書に

(1989年白石書店発行105頁) 記述があるので引用する。

広田重道殿

水爆被爆者 平 三義

拝啓 先日よりご厚情のお便り有難く拝見致しました。早速ご返信をと思ひながらも体調が悪かったものですから、失礼致しまして申し訳御座いません。

最初は町役場の方に相談し県庁へ交渉して頂いたのですが、水爆被爆者の事は初めてで何も判らないとか、何処の窓口に折衝したら良いのやら等と、役所の職員とは思われないような事を言ったりしましたので、これ以上取上げる気持ちがないのだらうと感じましたので、日本海員組合に依頼して折衝して頂いた結果、今の法律では広島、長崎の原爆被爆者に限定されているので、被爆者健康手帳の交付は出来ないが、今の病気が被爆当時の傷害作用に起因するものならば、組合として出来る限り医療費について有利な取扱いがなされるよう当局と交渉するので、現在の病気が被爆と関連しているとの医師の証明が必要になりましたが、20余年前の被爆ですから今となっては証明してくれる医師はいませんでした。被爆当時入院した岡山大はもろろの事、現在通院しており、国立小浜病院の先生方には大変お世話になりましたが、証明だけは貰えませんでした。

私が知人が県庁近くに住んでいましたので、その人に頼んで再度、県庁へ直接交渉して頂き

ましたが、結果は同じでした。最後に受取りました書類を全文付記しますのでお願いします。

〔職務上の認定について一現在療養中の病気が昭和29年の放射能被爆と関連があるように思えるから、何らかの方法で療養費用はみてもらえないかとの行政相談があり、行政管理庁長崎行政監察局から船員保険ではどうかとの照会がありました。〕

船員保険では、現在の病気が昭和29年の被爆に関連して発病したものと認められる場合に限り、職務上の事由による病気として給付出来ません。

しかし、貴方から出された資料等では、現在の病気が被爆と関連していると認め難いので申し出の趣旨にそえないものと考えられます。なお、さらにご納得のいかないようでしたら、被爆との関連について専門病院等において精密診断を受けてみては如何でしょうか。その結果によって被爆との関連が認められるようでしたら、貴方N保険給付を取扱っていた福岡県民生部保険課に直接申し出るようにして下さい。また、この件についてもご相談なさって下さい。

長崎県生活福祉部保険課長

平さんは昭和29年3月初旬から5月末にかけて、小樽市・坂谷商船の貨物船弥彦丸(6894トン、32人乗り組)で南太平洋のタヒチに近いマカテリ島からリン鉱石を積んで岡山県玉野港に帰る途中で、ビキニ島近くを通って被爆した。

寄港直後に岡山大付属病院に入院。「放射性物質による白血球減少の疑い」と診断された。船員保険で治療していたが、職務上の疾病と認められていなかったため、50年2月で期限切れ。その後は原爆被爆者手帳を申請したが認められず、船員保険の継続給付を求めたがこれも認められなかった。

このように一度船員保険が適用され、且つ白血球の減少がみられたにもかかわらず平さんの場合は職務上の疾病とみなされなかった。これは一例にすぎないが、恐らく同様なケースが多くあったと思われる。

船員保険法の再適用の意味

2000年7月社会保険庁の社会保険審査会は、第五福竜丸の乗組員であった小塚 博さんのC型肝炎が被爆後の行われた輸血によって生じたことを認め、船員保険の再適用を決定した。そのことによりC型肝炎に関わる小塚 博さんの医療費は船員保険より全額支給されることになった。他の福竜丸の乗組員の方も同様に適用をうけることになり、静岡県社会保険事務局(国の出先機関)に申請することができることになった。死亡している2名の乗組員の遺族の方々も同様に申請できる。端的に言えば「労災」が審査会で認められたので、遡って「労災」を適用を受けることができるという意味である。

船員保険法とは船員だけを対象としたもので、いわば健康保険や労災保険を兼ね備えた性格を

もつたものであり、医療費以外に葬祭料・障害手当や年金・遺族年金等がある。もちろん一人一人の症状や死亡の場合はその病状・病名によって異なるが、保険の適用の可能性は高い。現に大石さんも船員保険の再適用の申請は簡単に受理された。また病气や死亡によって困難な状況にある乗組員や家族や遺族の立場から再検討し新たな船員保険を適用を要請することも可能であり、その要望は強まっている。

船員保険法の再適用の決定を下す際の審査会での議論では、労災保険と同様に船員保険は「船員労働者を救済するためのもの」であることが強調された。また労災では同一原因によって生じ、ある症状が治癒しても後で異なる症状で発症した場合でも救済することがありうることを述べている。

しかしこの事は昭和29年のビキニ事件による被爆による「急性放射能症」(この事は国は「労災」として認めている)の治療の一貫として行われた輸血によってC型肝炎ウイルス体内に入り様々な症状を引き起こしたことを認めたのであって、それ以外の原因による症状を認めたことを意味しない。しかしながらビキニ被爆と広島・長崎の被爆の違いはあるが次のような画期的凡例もある。

東さん勝利の高裁判決

2001年3月29日東京高等裁判所は東敷男さん(本人死亡、継承人 東朝子さん)の肝機能障害(C型肝炎)による「認定申請」却下は違法としての訴えに対して国側の敗訴を決定し

た。この裁判での争点は、肝機能障害(C型肝炎)が原爆の放射線に起因することを認めるかどうかであった。結果としては「肝機能障害については・・・多大な原爆放射線に被曝したことが、発症又は進行させるに至った起因となっているものと認める・・・」(判決要旨より)と東さんの勝利の判決となった。

この判決はビキニ被爆者にとってもきわめて重要な意味を持つと思われる。もちろんビキニ被爆者には、広島・長崎の被爆者が適用されている「援護法」はなく、法律的には困難性はあるが、共通性も多々ある。とりわけ注目する点以下である。「放射線の人体に与える影響については、その詳細が科学的に解明されているとはいえない難い段階にあることや、人間の身体に疾病が生じた場合、その疾病に至る過程においては、多くの要因が複合的に関連しているのが通常であり、・・・立証することはおのずから困難が伴うものである・・・疾病が発生に至った医学的、病理学的機序の証明の有無を直接検討するのはなく・・・総合的に考慮した上で・・・是認できる高度の蓋然性が認められるか否かを検討することが相当である。」

ビキニ被爆者もまた同様に、当初の白血病や、やけど等急性放射能症から、さらには遺伝子等に影響を与える可能性あり、不明な部分も多々あり解明されていない。だからこそ広島・長崎の被爆者の場合は放影研が、ビキニ被爆者は放医研(千葉県市川市、独立行政法人放射線医学総合研究所)が50年にも渡って、第五福竜丸乗

組員を「モルモット」として扱ひし『実態調査』という名の下に治療をしない「晩発性放射線障害」を追跡調査・研究を行ってきた。高裁判決の持っている重みは、ビキニ被爆者にも大きな影響を持つ。すなわち福竜丸を始め多くの船舶がビキニ環礁の核実験の影響を受けているにもかかわらず五十年以上経って様々傷害が出ていることを被爆者自らが立証するには限度があり「高度な蓋然性」があれば認めることが国としての立場であるということである。この考え方に基づき船員保険法の適用のために闘うことが重要であろう。

ビキニ被爆者ための「援護法」を

船員保険の活用については前述しているが、その役割に限界があることは言うまでもない。根本的は救済策は国のいわば広島・長崎の被爆者のための『援護法』のようなものがが必要である。しかしそのことは援護法の条文を修正すればすむという簡単なものではない。様々な不十分点がありながらも「被爆者援護法」の成立したのは被爆者を中心とする幅広い運動があったからである。

ビキニ被爆者を取り巻く条件は厳しいものがあるが、それを実現するためにも現在の船員保険の適用と拡大をすすめる中でビキニ被爆者ための「援護法」を要求する必要がある。

